

【第6号議案】規約の改正について

PTA 規約改正（案）

大里東小 PTA 理事会

昨今の情勢を鑑み、以下の項目について規約を改正する。

1、PTA 組織が任意団体であることを明文化し、加入の意思を年度当初（4月）に確認することとする。

1 ページ 総則 第3条

(現案)

第3条（資格及び組織）

この会は、在籍児童の保護者及び本校教職員をもって構成する。



(改正案)

第3条（資格及び組織）

この会は、任意の在籍児童の保護者及び本校教職員をもって構成する。

また、加入の意思を毎年4月に文書にて確認することとする。

2、昨今の情勢を考慮し、PTA 会費（月額、児童一人当たり）を300円とする。

5 ページ 細則の1 規約の施行に関する細則 第2条

(現案)

第2条

規約第6条再3項の会費は、月額を350円とし、保護者は児童1名あたりこの月額を納入する。



(現案)

第2条

規約第6条再3項の会費は、月額を300円とし、保護者は児童1名あたりこの月額を納入する。